

# 御船町農業委員会会議録

平成30年2月13日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 30 年 2 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 2 月 13 日 (火) 午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 分庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員 (19 名)  
会 長 1 番 鶴野 幸典  
会長職務代理者 2 番 富田 早苗  
委 員 3 番 荒木 義一                      委 員 12 番 藤村 俊治  
委 員 4 番 竹崎 幸雄                      委 員 13 番 藤田 邦弘  
委 員 5 番 山本 富士夫                    委 員 14 番 河地 友好  
委 員 6 番 田中 安男                      委 員 15 番 芥川 誠  
委 員 7 番 緒方 顯治                      委 員 16 番 藤本 隆盛  
委 員 8 番 川地 良一                      委 員 17 番 松岡 信浩  
委 員 9 番 上田 洋介                      委 員 18 番 江藤 弘  
委 員 10 番 山下 啓四郎  
委 員 11 番 後藤 博文                    委 員 20 番 荒木 崇  
欠席者 7 番 緒方 顯治 以上 1 名
4. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 会長挨拶
  - 3 議事録署名委員の指名
  - 4 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 5 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 6 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 7 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
  - 8 議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項について
  - 9 議案第 11 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定について
  - 10 議案第 12 号 農地法の運用について第 4 (3) について
  - 11 報告第 3 号 耕作証明書発行の件について
  - 12 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項による合意解約について

## 13 その他

### 5. 農業委員会事務局職員

課 長 藤野 浩之  
係 長 山下 直樹  
主 事 白石 加奈子

#### 1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、本日お忙しい中、農業委員会総会に、ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成30年2月の総会を始めさせていただきます。欠席の連絡が7番緒方委員より入っております。本日は18名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会会議規則第6条に基づき委員さん18名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成30年2月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

#### 2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。2月に入りまして、寒波が来ております。1年中で一番寒い時期でも有ります。今年は1月から2月にかけて毎日が寒い状況であります。それと同時にインフルエンザが流行しております。皆様方も十分注意されてください。先月の総会時に案内がありましたが、今月23日市民会館にて熊本県農業委員会活動強化推進大会がございます。我々の任期では最後の研修となります、是非、参加をお願いいたします。さっそくではありますが、平成30年2月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。16番委員 17番委員を指名いたします。宜しくをお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第6号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について

事務局

はい、1ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成30年2月13日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典 2ページをご覧ください。4件の申請が出ております。

議案書3条①の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇 地番△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転です。

議案書3条②の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△ 地目田 面積△m<sup>2</sup>です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転です。

議案書3条③の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇 地番△ 地目畑△m<sup>2</sup>です。

大字〇〇字〇〇 地番△ 地目畑△m<sup>2</sup>です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 3条許可所有権移転です。畑2筆 計△m<sup>2</sup>です。

議案書3条④の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目畑 面積△m<sup>2</sup>

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目畑 面積△m<sup>2</sup>

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目畑 面積△m<sup>2</sup>

大字〇〇字〇〇 地番△番 地目田 面積△m<sup>2</sup>

大字〇〇字〇〇 地番△番 地目田 面積△m<sup>2</sup>

大字〇〇字〇〇 地番△番 地目田 面積△m<sup>2</sup>

大字〇〇字〇〇 地番△番 地目田 面積△m<sup>2</sup>

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m<sup>2</sup>

大字〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田 面積△m<sup>2</sup>

理由 3条許可所有権移転です。田6筆 畑3筆

計△m<sup>2</sup>

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地 〇〇 〇〇

以上4件です。

議長 はい、ありがとうございます。3条申請で所有権移転4件町許可分を提案いたしました。事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。こちらは、昨年 to 売買があった農地の隣接地であります。規模拡大ということで今回の申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、引き続き水稻栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号に関しましては、取得後の下限面積は、26,409m<sup>2</sup>であり、御船町が定める下限面積を上回っております。

第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。

第2項第7号(地域との調和)に関しましては、田として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。①につきましては、担当委員の16番委員お願いいたします。

16番 はい、現地確認に参りました。事務局からの説明の内容通りであります。現在、隣接農地で耕作されております。よって、何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしく願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

全委員  
議長

有りません。

意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議長

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、②の件について説明いたします。こちらは、今回譲受人が、近隣農地を購入し、耕作しやすいように相談した所話が進み今回の申請に至った。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、野菜栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。

第2項第4号に関しましては年間従事日数150日以上従事しております。

第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、88,057㎡であり、御船町が定める下限面積を上回っております。

第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。

第2項第7号(地域との調和)に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。②につきましては、担当委員の16番委員をお願いいたします。

16番

はい、現地確認に参りました。譲受者は、認定農家さんでもあり、後継者も居られます。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の②件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

全委員

有りません。

- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。  
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- 議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、③の許可要件等の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、③の件について説明いたします。こちらは、譲受人の父が、借り受けて耕作していましたが、今回、売買の話が出まして申請に至りました。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、③の件に関しましては、野菜栽培を行うことを確認いたしました。  
耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。  
第2項第4号に関しましては年間従事日数 150 日以上従事しております。  
第2項第5号（下限面積）に関しましては、取得後の下限面積は、42,721 m<sup>2</sup>であり、御船町が定める下限面積を上回っております。  
第2項第6号（転貸禁止）に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。  
第2項第7号（地域との調和）に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。③につきましては、担当委員の11番 後藤委員をお願いいたします。
- 11 番 はい、現地確認に参りました。3年前にくぬぎが植林してありましたが、譲受人の父が開墾され野菜を栽培されておりました。父が亡くなり少し荒れた状況でありましたが、今回売買され耕作されると伺い我々としては嬉しく思います。問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の③件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。  
ございませんか。
- 全委員 有りません。

- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。  
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- 議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、④の許可要件等の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、④番の件について説明いたします。こちらは、親子間の生前贈与ということで申請が上がっております。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、④の件に関しましては、水稻・野菜栽培を行うことを確認いたしました。耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております。  
第2項第4号に関しましては年間従事日数 150 日以上従事しております。  
第2項第5号(下限面積)に関しましては、取得後の下限面積は、18,243 m<sup>2</sup>であり、御船町が定める下限面積を上回っております。  
第2項第6号(転貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。  
第2項第7号(地域との調和)に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。④につきましては、担当委員の10番委員をお願いいたします。
- 10 番 はい、全筆現地確認に参りました。譲受人は早期退職をされ野菜作りを意欲的に現在なさっております。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の④の件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。  
ございませんか。
- 全委員 有りません。
- 議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。  
この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。
- 議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断い

たします。続きまして、議案第7号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、5ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成30年2月13日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

議案書6ページをご覧ください。

議案書第4条

申請番号①

土地の所在地 大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑

面積△㎡

申請者の住所氏名 〇〇郡〇〇村大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的 植林 4条県許可となります。

申請番号②

土地の所在地

大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△㎡。

大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△㎡。

大字〇〇字〇〇〇△ 地目畑 面積△㎡。

畑3筆 計△㎡。

申請者の住所氏名 大字〇〇△ 御船町町長 藤木 正幸。

転用目的 災害公営住宅 4条県許可となります。

以上2件の申請です。お願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。2件4筆でした。①の許可要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、7ページをご覧ください。

議案第7号 受付番号①番 〇〇 〇〇

場所につきましては、9ページをご覧ください。目的が植林ということで申請が出ております。〇〇という食事処がありますが、そこから先のところであります。立地基準です。農地の区分を第2種農地と判断しております。面積が△㎡。申請地は第2種農地であり、役場より20kmほど離れている。周囲を、原野・山林に囲まれております。約12年前まではブルーベリーを収穫しておりましたが、出荷までには至らず、日除けのために植樹した柵だけが残り、現在は山林として管理していることから、今回、農地法第4条申請に至った。周囲には担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低い

所で、転用による担い手への集積も問題ないと判断されます。続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、現状のままの利用であり、問題ないと思われま

す。転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のままの利用であり、問題はないと思われま

す。計画面積の妥当性としては、畑1筆計△㎡を山林にする計画であり、特に問題なく、妥当であると判断する。

周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周囲の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水は、地下浸透となる。下流域の農業用施設への支障は少ないものと判断される。

8 ページを見ていただくと、柵が1,000本植林してあります。よって、追認ということで、11 ページに始末書が提出されております。12 ページに現地と書いてある所が今回の申請地です。全体的に柵が植林されております。事務局としては、許可相当であると判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ここの担当は、6番 ○○委員お願いいたします。

6 番 はい、この件につきましては、問題と判断いたします。この周辺に上水道があるようなことを伺いましたので、事務局はご存知でしたか。その辺を確認後返答したいと思います。

事務局 はい、水道が通っているとは、伺ってはおりません。町の方で管理しているのであれば、水道係へ尋ねてみます。転用に関しては、このままの利用として伺っておりますので、土地利用計画では、水の利用は出ておりません。水道に関しては、係に聞かないと解りません。

議 長 では転用に関しては、問題はないので、水道に関しては、事務局確認をお願いいたします。

今回の申請については、植林であります。この件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。  
意見書を付けて県へ提出いたします。

続きまして、受付番号②番を提案いたします。要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、13 ページをご覧ください。

議案第7号 受付番号②番 御船町長 藤木 正幸

立地基準です。場所と致しましては、15 ページをご覧ください。〇〇〇のバス停から500m先でございます。農地の区分としては、第2種農地と判断しております。面積は△㎡であります。申請地は第2種農地であり、役場より7kmほど離れており、東側・西側を宅地、南側を農地、北側を県道に囲まれている。平成28年4月熊本地震において被災された方々へ住居の提供ということで、御船町として災害公営住宅が必要となったため、今回、農地法第4条の申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する農地もなく、将来的にも農業投資の可能性は極めて低い所で、転用による担い手への集積も問題ないと判断される。続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、自己資金及び国庫補助金において対応する計画であります、時に問題はないと判断します。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しません。

申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性としては、工期は、平成30年5月1日から平成31年3月31日までの計画で、遅滞無く供することに問題はないと判断いたします。

計画面積の妥当性として、畑3筆△㎡を災害公営住宅にする計画であり、配置等については特に問題ないと考える。

周囲の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を災害公営住宅に転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水は、敷地内側溝から県道側溝へ接続放流であるが、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。16 ページをご覧ください。計画として2LDK、2DKとなっており10棟建設予定であります。計画面積については妥当である地判断されます。14 ページの事業計画をご覧ください。

さい。給排水計画として、県道田代御船線道路内公共上水道本管より取り出し、各宅地へ分岐給水する。雨水については、敷地内の道路内に側溝を設け、各宅地の雨水を集水し、県道田代御船線の道路側溝へ放流する計画であります。汚水・雑排水は合併浄化槽を設け、雨水と同様の放流を行う。現状の写真を17ページに掲載しております。以上のようなことから事務局としては、許可相当と判断いたします。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ここの担当委員は、4番委員お願いいたします。

4 番 はい、現地確認へ参りました。16ページを見ていただくと周囲は農地もなく何ら問題はないと判断いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。災害公共住宅建設予定地であります。この件で何か質問等がございましたらお願いいたします。

1 番 現在旧中学校の仮設住宅に住まわれている方が、住まれるのですか。

4 番 それはわかりません。

事務局 災害公営住宅の受付を現在行っており、入居者は決まっております。

議 長 他に質問等はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 無いようですので、この案件につきまして、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第8号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、18ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第5条1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成30年2月13日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

5件案件がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積△㎡

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇  
譲受人住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇  
転用目的：通路 5条所有権移転（県許可）

② 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△ 地目 畑 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△  
〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇 他6名  
転用目的：通路 理由5条所有権移転（県許可）

③ 土地の所在地

大字〇〇〇字〇〇〇△△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡人住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇  
譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ (有)〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲 理由5条所有権移転（県許可）

土地の所在地

大字〇〇〇字〇〇〇 △△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇  
譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ (有)〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲 理由5条所有権移転（県許可）

土地の所在地

大字〇〇〇字〇〇〇△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡人住所・氏名 大字〇〇〇△△ 〇〇 〇〇  
譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ (有)〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲 理由5条所有権移転（県許可）

土地の所在地

大字〇〇〇字〇〇〇△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡人住所・氏名 大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇  
譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ (有)〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲 理由5条所有権移転（県許可）

土地の所在地

大字〇〇〇字〇〇〇△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。  
譲渡人住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇〇△号

〇〇 〇〇 他 1 名

譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ (有)〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲 理由 5 条所有権移転（県許可）  
田 5 筆 計△m<sup>2</sup>。

④ 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡人住所・氏名 〇〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△番地  
〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△△ 〇〇 〇〇

転用目的：資材置場・駐車場 5 条所有権移転（県許可）

⑤ 土地の所在地

大字〇〇字〇〇〇△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。

大字〇〇字〇〇〇△ 地目 田 面積△m<sup>2</sup>。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇△号

(株)〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇

田 2 筆 計△m<sup>2</sup>。

転用目的：宅地分譲 理由 5 条所有権移転（県許可）

以上農地法第 5 条所有権移転（県許可）5 件 10 筆です。

議 長

はい、ありがとうございました。この受付番号①番は、18 番委員の息子さんでありますので、審議中は退席をお願いいたします。

では、事務局より要件等の説明をお願いいたします。

事務局

20 ページをご覧ください。

議案第 8 号 受付番号① 〇〇 〇〇

こちらの場所につきましては、22 ページをご覧ください。〇〇橋がございませう旧国道を〇〇方面へ行くと〇〇と記載してありますが、ここが農産物加工場となっております。国道より道を作ることが出来なく農地の方からしか通ることしかないため今回の転用申請に至りました。戻りまして、立地基準です。申請地は、農用地区域内にある農地ということで、農振農用地でありますので、用途区分を農地から農業用施設用地に変更している。所有権移転があるため今回の申請に至った。面積が△m<sup>2</sup>であります。役場より 1km ほど離れており東側を農地、西・南側は宅地、北側を道路に囲まれ

た水田の一角であります。申請人は、現在、今回の申請地の南側の農産物加工施設において農産物の集荷及び加工並びに出荷を行っている。ただ、前面の国道からの出入りは危険であることから安心して運搬が出来るように今回、町道側の交通量が少なく、出入りがしやすい場所から通路を計画し、今回、農地法第5条申請に至った。農振農用地でありますので、用途区分を農地から農業用施設用地に変更している。一般基準です。

資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期については平成30年3月1日から平成30年6月30日までと遅滞無く供することに問題ないと考える。

計画面積の妥当性ですが、田1筆△㎡を通路に転用する計画であり、施設配置等について妥当と判断する。配置に関しては23ページに掲載しております。配置等については問題ありませんでした。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を通路へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。ここは農地でありますので、隣接の方には同意を得ております。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。給水計画はなし。雨水は原則として敷内浸透とし、オーバーフロー分のみ水路へ放流する。生活雑排水・汚水に関しては、ありません。24ページに現在の写真を載せております。

総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議長 はい、ありがとうございます。担当の12番委員説明をお願いいたします。

12番 はい、現地確認に参りました、事務局から説明があったとおりであります周辺の農地はさほどなく営農に支障をきたすこ

とはないと判断します。周囲の同意も得られておりますので、何ら問題はないと判断いたします。審議の程をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

全委員  
議長 はい、ございません。  
意見等がございませんので、この案件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。18番委員の入室を認めます。案内をお願いいたします。続きまして、事務局より②について説明をお願いいたします。

事務局 はい、25ページをご覧ください。

議案第8号 受付番号②番 ○○ ○他6名  
場所につきましては、27ページに掲載しております。県道○  
○線がございますが、住宅地へ入る道があります。この物件は、  
現在、道になっており、追認ということで申請が上がっております。

立地基準です。

農地の区分としては、第2種農地と判断しております。  
面積は△㎡であります。申請地は、役場より1.5kmほど離れた北側を農地、それ以外を道路に囲まれた畑地の一角であります。申請人は、道路の幅員が約1.8mと狭く通行に支障をきたしておりましたので、約25年前に土地の所有者の承諾を得て道路を拡張しました。拡張した部分については、建築基準法第42条第2項道路に該当しており、中心後退部分もあるため道路として利用を現在までしておりましたが、手続きをきちんとしなければならぬということで、今回農地法第5条申請に至った。

一般基準です。

資力及び信用ですが、現状のままで計画であり、特に支障はないと判断します。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、現状

のままの計画であり、工期については特に問題ないと判断します。

計画面積の妥当性として、畑 1 筆△m<sup>2</sup>を通路に転用する計画であり施設等の配置等について妥当と判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を通路に転用することで、周囲に残る集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。26 ページに事業計画がございます。雨水に関しては、里道部分に自然に流す計画であります。生活雑排水・汚水はありません。隣接する農地の所有者からも同意は得てあります。30 ページに現況の写真が添付してあります。問題はないと判断いたします。29 ページに始末書を提出してあります。よって、事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。担当 12 番委員意見を願います。

12 番 はい、先だって現地確認に参りました。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしく願います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。事務局・委員から報告・意見がございました。皆さんからご意見等がございましたら願います。

無い様でございますので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて、県へ提出いたします。

続きまして、③の要件等の説明を事務局より願います。

事務局 はい、31 ページをご覧ください。

議案第 8 号 受付番号③番 (有)〇〇〇〇

場所に行きましては、33 ページに掲載しております。地図の左側が今回の申請地であります。戻りまして、立地基準です。農地の区分としては、第 3 種農地と判断しております。都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第 2 種低層住居専用地域）に定められた農地であります。面積としましては、△m<sup>2</sup>であります。申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に

規定する用途地域（第2種低層住居専用地域）に定められた農地ということで第3種農地である。役場より1kmほど離れた東側を農地、西・北側を宅地、南側を町道に囲まれた水田の一角である。申請人は、熊本地震において、宅地の需要が増えており、地域の活性化のサポートが出来るのではないかとということで住宅環境の良い今回の申請地に宅地分譲の計画をし、農地法第5条申請に至った。

一般基準です。

資力及び信用として、自己資金において対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断される。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は平成30年4月20日から平成30年10月31日までの計画で、遅滞無く供することに問題ないと考える。

計画面積の妥当性ですが、田5筆2,487㎡の敷地に宅地分譲(10区画)の計画であり、配置等について妥当であると判断する。こちらは34ページに記載しております。雨水・生活排水・雑排水の排水計画を記載しております。特に問題ないと判断します。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無として、申請地を宅地分譲することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れは無い。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。隣接の農地所有者さんからの同意は得ておられます。雨水は、隣接水路へ放流となるが、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。

法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況としては、町開発指導審査会予定であります。

給排水計画ですが、給水は公営上水道より引き込む。雨水・排水は、申請地内にて蓋付U字溝を施工し、敷地の雨水を集水後隣接する既存水路に放流する。

造成計画 隣接する土地の境界にコンクリートブロックで土留め工事を施工する。

排水は隣接する町道の概設下水道本管へ接続放流する計画。第

議 長 3種農地であるため許可相当と判断いたします。以上です。  
はい、ありがとうございました。担当10番委員意見を願  
いいたします。

10 番 はい、現地確認に参りました。周囲は、ほとんど住宅街であり  
ます。申請地の前に農地はありますが、日照権等には問題はご  
ざいませぬ。何ら問題はないと判断いたしますので、審議の程  
をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、何か意  
見がある方はいらっしゃいませんか。

1 番 水関係はどうなっておりますか。

10 番 はい、この農地で最後であります。

ここから先は、無いので問題ないと判断いたしました。

議 長 はい、ありがとうございました。他には意見はございませぬか。  
意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手  
を願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。  
意見書を付けて、県へ提出いたします。

続きまして、④番の要件等の説明を事務局より願いいたしま  
す。

事務局 はい、36ページをご覧ください。

議案第8号 受付番号④番 ○○ ○○

場所につきましては、38ページをご覧ください。インターを  
通り過ぎた所であります。○○橋を渡り○○へ行くと○○○な  
どがあるところの途中にあります。立地基準です。農地の区分  
を第2種農地と判断しております。面積は、△㎡であります。  
申請地は役場より5kmほど離れた東側・西側を道路、南側・  
北側を宅地に囲まれた畑地の一角である。申請人は、現在、木  
工所を営んでいるが、事業を拡大したいと思っていた所、隣接  
地を売却したいという話があり、地権者と話がスムーズに進み、  
資材置場・駐車場として転用することで農地法第5条申請に至  
った。周辺は未整備の小規模な畑地帯で、周囲に担い手が耕作  
する農地でもなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低い  
ところで、転用による担い手への集積も問題ないと判断いたしま  
す。

続きまして、一般基準です。

資力及び信用ですが、自己資金にて対応する計画であり、残高

証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞無く供することの確実性として、工期は平成30年3月1日から平成30年6月30日までの計画で、遅滞なく供することに問題ないと判断する。

計画面積の妥当性としては、畑1筆△㎡を資材置場・駐車場の計画であり、施設等の配置等について妥当であると判断する。こちらの配置図・平面図が39ページに記載しております。給排水計画は、ございません。雨水に関しては、砂利敷きであるため自然浸透の計画であります。生活排水・雑排水は、ございません。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を資材置場・駐車場することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れは無い。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。隣接の農地所有者さんからの同意は得ておられます。雨水は、隣接水路へ放流となるが、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。よって事務局としては、許可相当と判断します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この地区担当、2番委員意見をお願いいたします。

2 番 はい、今事務局からの説明でわかるように事業拡張ということで何ら問題は無いと判断いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。今説明がございましたが、皆さんから質問・意見等はありませんか。意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて、県へ提出いたします。

続きまして、案件ですが、13番委員の案件ですので、この案件については、退室をお願いいたします。

⑤番の要件等の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、41ページをご覧ください。

議案第 8 号 受付番号⑤番

株式会社〇〇〇

場所につきましては、43 ページに掲載しております。〇〇〇  
向かいにコンビニがありますが、その裏手になります。

立地基準 農地の区分としては、第 3 種農地と判断しておりま  
す。都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する（第 1 種中高  
層住居専用地域及び第 2 種住居専用地域）に定められた農地で  
ある。面積が△㎡であります。申請地は、都市計画法第 8 条第  
1 項第 1 号に規定する（第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種  
住居専用地域）に定められた農地ということで第 3 種農地であ  
る。役場より 500m ほど離れた東側を農地、西側・北側を宅地、  
南側を町道に囲まれた水田の一角である。申請人は、熊本地震  
において、宅地の需要が増えており、地域の活性化のサポート  
が出来るのではないかとということで住環境の良い今回の申請  
地に宅地分譲の計画をし、農地法第 5 条申請に至った。続きま  
して、一般基準です。

資力及び信用ですが、自己資金にて対応する計画であり、残高  
証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。  
転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の  
妨げとなる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期  
は平成 30 年 4 月 20 日から平成 30 年 10 月 31 日までの計画で、  
遅滞なく供することに問題ないと判断します。

計画の妥当性として、田 5 筆△㎡の敷地に宅地分譲（10 区画）  
の計画であり、配置等について妥当と判断されます。44 ペー  
ジに土地利用計画図がございます。水路、排水計画などがあり  
ます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地  
を分譲住宅にすることで周囲に残る農地の集団化や農作業の  
効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはな  
い。隣接農地の同意は得られております。

また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、  
周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨  
水は、隣接水路へ放流となるが、下流域の農業用排水施設への  
支障は少ないものと判断されます。

法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況と  
しては、町開発指導審査会予定である。

よって事務局としては、許可相当であると判断いたします。  
以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この地区担当 20 番委員お願いいたします。

20 番 はい、現地確認へ参りました。第 3 種農地でもありますし、住居専用地域でもあります、土地改良区からの同意も取っておりますし、排水同意も区長から貰っておりますので何ら問題はないと判断します。審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。担当委員より詳しい説明がございましたが、皆さんの方で質問・意見等がございましたらお願いいたします。

2 番 どこから出入りをするのですか。

20 番 コンビニの裏から侵入する橋を掛け 6m 道路を作る予定であります。

事務局 補足説明をさせていただきます。位置指定道路を作るということを伺っております。

議 長 他に意見等はございませんか。

意見がないようでございますので、この案件に対して承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。13 番委員の入室を認めます。

議案第 9 号を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 46 ページをご覧ください。

議案第 9 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成 30 年 2 月 13 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。  
利用権設定等状況一覧表の新規が 20 件申請です。面積の合計のみ読ませていただきます。今月の田の合計が 36,155 m<sup>2</sup>、畑の合計が 1,585 m<sup>2</sup>、合計 37,740 m<sup>2</sup>であります。続いて議案書 49 ページに再設定の申請が出ております。再設定の申請が、7 件出ております。合計のみ読ませていただきます。田の合計が、19952 m<sup>2</sup>畑の合計は 8505 m<sup>2</sup>で、総合計 207,638 m<sup>2</sup>となります。続きまして、議案書 50 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地

利用集計計画 を定める。

平成 30 年 2 月 13 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 30 年第 2 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 112,139 m<sup>2</sup>畑の累計は、10,090 m<sup>2</sup>。田畑合計で 122,229 m<sup>2</sup>となっております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ごさいませんか。  
それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。  
全委員賛成で、承認、決定いたします。  
続きまして、議案第 10 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書 52 ページをご覧ください。  
議案第 10 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 19 条第 3 項規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。  
平成 30 年 2 月 13 日 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。  
53 ページに農用地利用配分計画(案)による賃借権状況一覧表を掲載しております。こちらは農地中間管理機構を通して賃借権設定を行うものであります。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の案件につきまして、意見等がございましたらお願いいたします。  
意見がないようですので、この案件に承認していただける方の挙手をお願いいたします。  
はい、ありがとうございます。全委員賛成で、承認いたします。  
続きまして、議案第 11 号を提案いたします。

事務局 はい、議案書 54 ページをご覧ください。  
議案第 11 号  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。平成 30 年 2 月 13 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。  
次のページをご覧ください。用途区分の変更について意見をお

願いますということで、照会がありました。内容につきましては、57ページをご覧ください。

事業計画者

住所 ○○○郡○○町大字○○字△番地

氏名 株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○○

変更目的 用途区分の変更（農業用施設用地）

変更しようとする土地の所在

大字○○字○○ 地番△番 地目 田 面積△㎡。

変更理由 農業用倉庫建設

変更後の用途区分としては、農業用施設用地に変更する。

ということで申出書が提出されております。申請地の方は、選定理由としては、申請地は 株式会社○○の倉庫に隣接した土地で、雨水・土砂の流出の影響を現在の場所より受けにくい位置にあるため、場所をかえて農業用倉庫を建設したい希望がありました。面積は△㎡。農業用倉庫1棟床面積△㎡着工の予定と致しましては、地震により被災部分がありますので、復旧後着工に着手する計画であります。若干ではありますはずれる可能性は有ります。給排水計画ですが、農業用倉庫でありますので給水施設は設けません。雨水につきましては、雨水枡より集水枡に接続し、水路へ放流する。生活排水・雑排水は、農業用倉庫のため発生は致しません。

被害防除計画としては、コンクリートブロック積、L型擁壁・土嚢袋にて土砂の流失、堆積崩壊等を防ぐ。問題が生じた場合は、速やかに対応することを約束されました。場所は59ページに掲載しております。○○○というところであります。集落の下のほうが今回の申請地になります。60ページが平面図・配置図排水計画図になります。農業委員会の意見として61ページに載せております。当農地は、第1種農地であるが、農地法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため行われるのであり、許可することが出来ると判断され、農地転用の見込みがある。許可ができるということです。農業委員会としては、許可相当であると判断いたします。現地確認は14番委員にさせていただいております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。担当の14番委員意見をお願いいたします。

14 番 はい、今事務局が説明した通りでございます。申請者も積極的

議 長

であります。地震で機械等も損害を受けて、入れ替え等もなさ  
っておりますし、周囲の同意も取っておりますので、許可相当  
と判断しております。審議の程をよろしくお願いいたします。  
はい、ありがとうございました。今説明等がございました、農  
業用倉庫であります。この案件につきまして、皆さんからの意  
見等はございませんか。

無いようでありますので、この案件に承認される方は、挙手  
をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。  
続きまして、議案第 12 号を提案いたします。事務局より説明  
をお願いいたします。

事務局

はい、62 ページをご覧ください。

議案第 12 号

農地法の運用について第 4 (3) に規定に基づき別紙のとおり  
非農地と判断することについて意見の決定を求める。

平成 30 年 2 月 13 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

実際後期で、現地確認していただいたものであります。

筆数として 151 筆 面積として 99,000 m<sup>2</sup>の申請がありました。

後期は 105 筆ありましたが、取り下げ等がありましたので、  
96 筆 57,838 m<sup>2</sup>でありました。判断していただいた結果、非農  
地に承認される分として、70 筆、面積が 41,249 m<sup>2</sup>、否認農地  
として、26 筆面積が 16,587 m<sup>2</sup>ございました。非農地で承認い  
ただける分が 63 ページから 67 ページ、否認農地に関しては、  
68 ページから 69 ページの 2 ページになります。承認農地と否  
認農地を承認いただきますようお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。これは、皆さん方に現地確認  
していただいた分であります。この案件に意見がある方はいら  
っしゃいませんか。

有りませんか。

では、非農地申請に承認・否認に承認していただける方の挙手  
をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたします。  
法務局及び関連機関へ通知いたします。続きまして、報告第 3・  
4 号を事務局から報告お願いいたします。

事務局

はい、70 ページをご覧ください。

報告第 3 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告

する。

平成 30 年 2 月 13 日提出 御船町農業委員会

今月は、3 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、71 から 73 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

74 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。平成 30 年 2 月 13 日提出 御船町農業委員会。

75 ページから 78 ページに 7 件の合意解約がありましたので、報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。これで議案審議は終了いたしました。その他で、事務局よりお願いいたします。

事務局 アンケート調査の件は大変お世話になりました。全委員から提出がありましたので、県へ提出させていただきます。協力ありがとうございました。

熊本県農業委員会活動日程 2 月 23 日に大会開催

集合時間 12:00 スポーツセンター横駐車場集合

昼食は各自取ってきてください。

欠席する場合は白石までお願いいたします。

以上です。

事務局 最後に総会の開催日ですが、3 月 12 日月曜日 13:30 から本庁 3 階大会議室にて行いたいと思います。又日程等は連絡させていただきます。

農業委員・最適化推進委員の募集を 2/9 まで行っておりましたが、農業委員がまだ出揃っていないため、2 週間延長し募集を致します。2/23 まで延長ということになります。

机上配布をしております、農業委員会活動及び農地行政に関わる要望書をご覧ください。

農業委員会として、見ていただきたいのは中段からの分であります。

耕作放棄地の解消事業の復活及び非農地認定、地目変更の厳格化。

「吉無田地域では、8ha の地目変更後（農業委員会許可後）1 ヶ月で転売され、無秩序な開発行為と一体化され、地域と隔絶

した乱開発が危惧されている。」

上記につき、歯止め手段を検討願いたい。

① 非農地認定の面積の上限を設定する。

② 地番の数の限度設定等。

農業委員、農地最適化推進委員の公募要件の緩和。

認定農業者が過半数の条件は、上記した地域小規模農地の適正継承が困難となる。

適任者が限定され、農業委員の選任が困難となる。

認定農業者の過半数の条件とても厳しいため緩和して欲しい、という要望と判断いたします。

当委員会において要望が、非農地認定・地目変更

国からの農地法の運用ということで、非農地通知の第 3 (3) 農地の利用状況調査で、荒廃農地 B 分類は原則として、発覚した年内に非農地通知を行うことと記されております。また、非農地通知をしなければならぬと義務付けられております。法令業務の中にあります。法に基づいた審議を行っておりますので、ここは出来る、この人は駄目だという事はできません。また、面積が広すぎる、筆数が多すぎる面積や筆数での一概に否定も出来ません。

県の方からも利用状況調査で B 分類と判断された所は、非農地通知を出しております。本人立会いの元で現地確認を行っておりますので、問題ないと判断されます。要望書の内容を検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

議長 はい、先ほど 6 番委員より相談がございました。

では 6 番委員意見・質問等がございましたらお願いいたします。

6 番 はい、時間を取って申し訳ありません。この件につきまして皆様のご意見をおきかせ願えたらと思います。非農地通知を発行したところが、転売されたということで心配している状況であります。地域の方々も同様に心配されております、吉無田地域の売買はとめることは出来ませんので、どのような形で阻止できないでしょうか。一番広い農地の所有者がおられますが東京まで上京し、議員に打診されております。その辺のところを住民の方々が心配しておられます。我々は農業委員であります、農地から外れたからと言って、それでいいのかと言うことで考えてくださいと言われております。ということで、皆さんの意見・知恵をお借りす

ることができたらと思います。よろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。事務局に伺いますが、非農地として地目変更をした場合、即、転売できるのでしょうか。

事務局

地目変更後、山林・原野に変われば阻止は出来ません。1ha以上の土地の取引がある場合は、届出を出さなければならない。林地開発であれば法律の縛りなどがあります。所有者に対して、売買を止める法律などはありません。

議 長

非農地面積の上限を決めることは、なかなか難しいのではありませんか。皆さんどの様に思われますか。

4 番

町としての条例はありませんか。

事務局

条例はございません。(開発に関して、要綱はあるようです。)

議 長

非農地通知後は、農業委員会から離れるので、管理や指導などは出来なくなります。

9 番

個人売買であるため、どうしようもないと判断致します。町で条例があれば対応できると思います。

6 番

何か計画案が出ていたと伺いましたが。

議 長

事務局は何か聞いてはいませんか。

事務局

非農地申請があっただけであります。先ほども話しましたが、農地利用状況調査ででたB分類農地に関しては、町から一方的に非農地通知を出すことができますが、本町は申請に基づき行っております。

議 長

次の項目も同様ですね。制限は難しいと思われま。

6 番

現在は、切り開いてあります。

2 番

今は何をしてあるのですか。

6 番

植林の準備をしているようであります。

20 番

〇〇〇村と同様ではありませんか。

6 番

そうです。何もしているのではなく利益を出しているのでもなくそれでもお金が入ってきているようです。先がまったく見えない状況であります。

議 長

不安な気持ちはあると思います。しかし、農業委員会としては、何の手を尽くすことも出来ません。

3 番

それは、町議会か県へ相談してください。でないと我々では対応できないと思います。

6 番

それは伝えてあります。現状で何も答えが出ておりません。

議 長

もう農業委員会の域を超えておりますので意見としてもこれまでとなります。後は、議会へ委ねることになると思います。力になれなくて申し訳ありません。 他には何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして2月の総会を終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを  
証明するためにここに署名する。

16 番

⑩

17 番

⑩